

令和3年度 目黒区学童保育クラブの自己チェックシート

施設名: 下目黒小学校内学童保育クラブ

＜自己チェックの進め方＞

- ①各施設単位で、運営の内容について確認します。
- ②各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
- ③その際、別紙「自己チェックリスト」にある『評価の着眼点』を目安にしてください。また、併せて「放課後児童クラブ運営指針解説書」も参考にしてください。なお、各チェック項目の設問は、運営指針の指針項目に基づいています。
- ④各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。
例えば「○:できている(評価の着眼点の事項が全てできている)」「△:一部できている(評価の着眼点の事項が一部できている)」「×:できていない(評価の着眼点の事項がほとんどできていない)」といった三段階でドロップダウンリストから選択してください。なお、評価の対象に当てはまらない場合は、「-:該当しない(評価の対象に当てはまらない)」を選択してください。
- ⑤○、△、×すべての評価について、その結果に至った理由(なお、評価が△、×だった場合は改善に向けた対策案など)をコメント欄に必ず記入してください(100字以内)。職員間で評価結果や気づき、よりよい育成支援の視点等を共有する際に役立ちます。

I 運営指針 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コ メ ン ト
1 趣 旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	放課後児童健全育成事業を行う場所において、子どもの健全な育成を遊びおよび生活支援の内容に関する基本的な事項をもとに、実態に応じて創意工夫をし、質の向上をはかり、機能の充実に努めている。
2 放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の役割を理解している。	○	保護者の就労等により、昼間家庭にいない子どもたちに、施設を利用して適切な遊び、生活の場を与えることにより、健全な育成を図っている。
3 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1)放課後児童クラブにおける育成支援	○	子どもたちが安心して過ごせる生活の場としての安全面に配慮しつつ発達段階に応じた遊びや生活を確保し、子どもたちが主体的に行動することにより、自主性、社会性、基本的な生活習慣の確立をし、子どもの健全な育成を目的としている。
	(2)保護者及び関係機関との連携	○	子どもの様子を保護者に伝えるだけでなく、情報を共有し、状況に応じて学校等の関係機関と連携することで、保護者が安心して子育てと仕事が両立できるように支援している。
	(3)放課後児童支援員等の役割	○	豊かな人間性と倫理観を備えるように常に自己研鑽に努め、必要な知識及び技能を持って育成支援にあたっている。
	(4)放課後児童クラブの社会的責任	○	自治体での研修にも積極的に参加するとともに、社内研修において、人権研修等の専門的な研修を行うなど、子どもの人権への配慮、支援員の資質の向上に努めている。また、個人情報の管理を徹底した運営を行っている。
4 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○	放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。
	(2)法令遵守のための組織的取組	○	放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。
5 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	連絡帳やお迎えの時、保護者面談で保護者からの意見を伺う機会を設けている。施設内で迅速に対応しているが、判断に迷う案件については目黒区の関係所管と相談の上、適切に対応するようにしている。
6 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○	放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。
	(2)研修等	○	放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。
	(3)運営内容の評価と改善	○	放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。
7 子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	子どもの発達について、社内研修や都、区の研修を通して子どもの発達について学んでいる。その知識を用いて、学童保育クラブに通う子どもたち一人ひとりにあった保育内容を提供するようにしている。

II 運営指針 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コ メ ン ト
8 育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○	子どもが自ら主体的な遊びや生活をする中で、社会性や協調性、基本的な生活習慣の確立を支援していく。
	(2)育成支援の留意点	○	子どもが自ら進んで通い続けられるように、支援員が保護者と連携して育成支援を行っている。
9 障害のある子どもへの対応	(1)障害のある子どもの受入れの考え方	○	障害のある子どもが地域社会で平等に生活する権利があるということを理解し、可能な限り受け入れに努めている。
	(2)障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点	○	障害のある子どもが学童での生活を通して成長できるように見通しを持って支援している。障害のある子どもについての記録を作成したり、関係機関との連携を図ることで、保育の連続性を意識して取り組んでいる。
10 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○	保護者とコミュニケーションをとり子どもの養育状況を把握するように努めるとともに、児童虐待を早期発見できるよう子どもの変化を見逃さないように努めている。
	(2)特別の支援を必要とする子どもへの対応	○	家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。
	(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○	子どもの利益に反する場合を除き、いかなる状況においても、個人情報の管理を徹底し、子どもや保護者のプライバシー保護や秘密保持に留意して支援にあたることを徹底している。
11 保護者との連携	(1)保護者との連絡	○	各種連絡手段を活用して、子どもの出席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。
	(2)保護者からの相談への対応	○	保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。
	(3)保護者及び保護者組織との連携	△	新型コロナウイルス感染拡大の影響で、保護者会や保護者が参加できる活動や行事を実施していないため、今後の情勢に応じて、機会を設け、より良い協力関係を築いていく。

12	育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○見通しを持った育成支援のために、年間計画を作成し、適宜見直しを行い、計画に沿って運営している。
		(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○学童日誌の記載、おやつ発注および提供、子どもの出欠席等の保護者との連絡調整等、運営に必要な業務は確実に実行している。
13	学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○子どもの様子や施設の使用について日々連携しながら学童の運営に努めている。
		(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めていた。	○学校との連携にあたって「施設利用及び連携に関する確認事項」を取り交わし、徹底している。
14	保育所、幼稚園等との連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	○新年度入所児童の中で特に気になる子どもについては、前年度のうちから保育園等に見学に行き、保育園の担任の先生や園長先生にお話を聞きに行くなど連携に努めている。	
15	地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	△児童館などの同管轄の施設との連携は図れているが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、十分な活動ができていない。情勢に応じて、今後積極的に進めていく。	
16	学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1)学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○シェア教室や校庭、体育館を使用する際のルールを守り、適切に運営している
		(2)児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	—

Ⅲ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント
17 衛生管理及び安全対策	(1)衛生管理	○	厚生労働省や区の最新の対応に沿って、感染症対策を実施し、運営を行っている。
	(2)事故やケガの防止と対応	○	環境設定に留意し、子どもたちに事前に注意喚起している。また、ケガ発生時における対応マニュアルを作成し、それに沿って行動している。
	(3)防災及び防犯対策	○	災害発生時にはあらかじめ定められているマニュアルに沿った対応をとれるように、毎月の防災訓練、年一回の防犯訓練を行っている。
	(4)来所及び帰宅時の安全確保	○	入所時には帰宅経路を確認し、危険な箇所がないか定期的な確認を行っている。また、連絡帳、電話等を通じて、子どもの来所時間と帰宅時間の把握に努めている。

Ⅳ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策、放課後児童クラブの運営に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント
18 施設及び設備	(1)施設	○	育成室が空き教室のタイムシェアのため、専用区画の確保はできていない。放課後子ども総合プランの施設として、ランランひろばに学童クラブとして参加を行い、屋内だけではなく、屋外で遊ぶことが出来る場所も確保している。また放課後児童支援員の事務作業や更衣できるスペースも確保している。
	(2)設備、備品等	○	放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。
19 職員体制	(1)職員配置	○	支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。
	(2)育成支援の実施	○	支援の単位ごとに育成支援を行っている。
	(3)放課後児童支援員の雇用形態	○	放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。
	(4)勤務時間	○	放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。
20	子ども集団の規模(支援の単位)	○	△区としては、現在の入所希望に対応するため、当面の間、1つのクラブにおいて70名を上限とし、それを超える場合は、2クラス等の運営ができるように施設を整備することとしている。
21	開所時間及び開所日	○	開所時間は、8:15～18:15(一部の学童保育クラブで8:00～19:00)とし、開所日は、年間290日程度となっている。
22	利用開始等に関する留意事項	○	区として作成した利用案内を窓口、各施設等で配布し、併せて区のホームページでも公開している。また、利用開始にあたっては、各施設ごとに説明会を開催し、入所案内を配布し、利用及び退所時の説明を行っている。
23 運営主体	(1)運営主体の要件	○	放課後児童クラブの運営は、育成支援の継続性という観点から、子どもの福祉について理解し、安定した経営基盤と運営体制を有する主体が安定的・継続的に担っている。また、地域の実情についても理解をしている。
	(2)運営上の留意事項	○	放課後児童クラブの運営主体の留意点6項目について理解し運営に努めている。
24	労働環境整備	○	労働基準法に基づく就業規則に則り、適切な労働環境となるよう努めている。また、健康診断の定期実施や、労災保険を含む各種社会保険に加入し、安心して働ける環境づくりが行われている。
25 適正な会計管理及び情報公開	(1)会計管理	○	放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。
	(2)情報公開	○	事業内容や財務及び収支の状況について情報公開し、保護者や地域社会に対する説明責任に努めている。